ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関

●関係機関の一例になります。ヤングケアラーとその家族の状況により関わりを持つ機関は異なります。

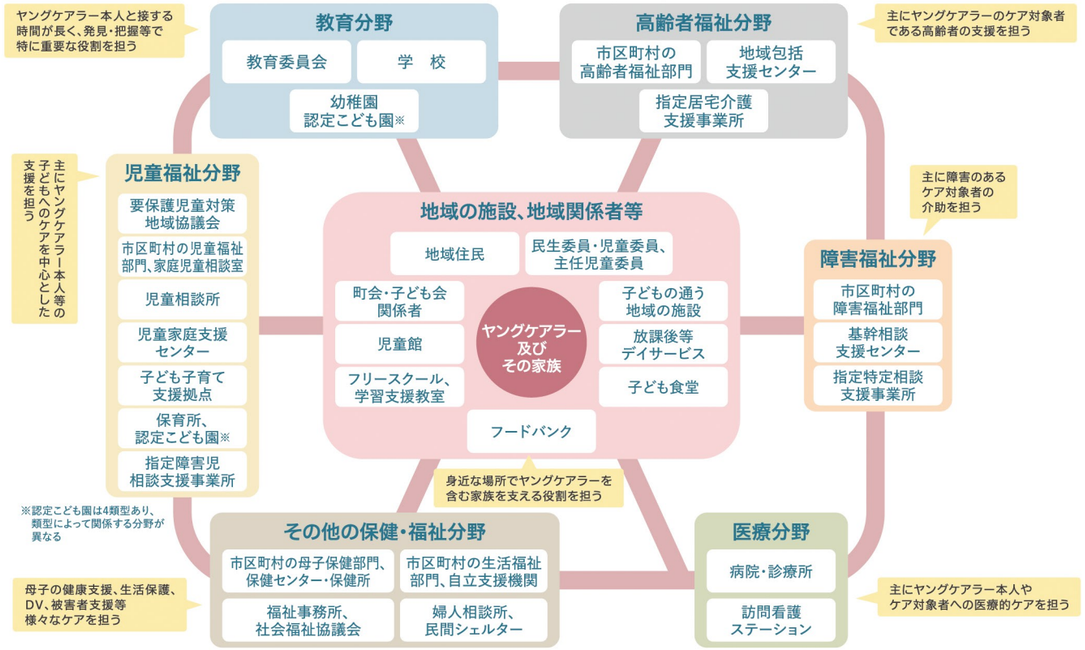

令和4年3月「多機関・多職種によるヤングケアラー支援マニュアル」（有限責任監査法人トーマツ）をもとに作成

ヤングケアラーに関係する相談窓口

市町村役場（児童家庭相談担当）

月～金曜日・9時～17時（祝日・年末年始を除く）

※子どもとその家庭に関する総合的な相談窓口

令和5年4月時点の連絡先になります。
※最新の情報は子ども家庭課HPから確認できます。

高知市	088-823-1212
室戸市	0887-22-5171
安芸市	0887-37-9452
東洋町	0887-29-3394
奈半利町	0887-38-4012
田野町	0887-38-2812
安田町	0887-38-6712
北川村	0887-32-1214
馬路村	0887-44-2112
中芸広域連合	0887-38-8212
芸西村	0887-33-2112
南国市	088-880-6564
香美市	0887-53-3117
香南市	0887-57-8509
本山町	0887-70-1060
大豊町	0887-72-0450
土佐町	0887-82-2333
大川町	0887-84-2211
土佐市	088-852-7702
いの町	088-893-1922
仁淀川町	0889-35-0888
佐川町	0889-22-7705
越知町	0889-20-9078
日高村	0889-24-5115
須崎市	0889-42-1229
中土佐町	0889-52-2533
津野町	0889-55-2151
梼原町	0889-65-1170
四万十町	0880-22-3115
四万十市	0880-34-1120
宿毛市	0880-62-1240
土佐清水市	0880-82-0355
黒潮町	0880-43-2124
大月町	0880-73-1113
三原村	0880-46-2111

子どもに関する相談窓口

24時間子どもSOSダイヤル
- ●24時間・365日受付
- ●電話番号：0120-0-78310（なやみいおう）

児童相談所　相談専用ダイヤル
- ●24時間・365日受付
- ●電話番号：0120-189-783（いちはやくおなやみを）

心の教育センター　メール相談
- ●返信期間：月～金曜日・9時－17時
- ●kodomo24@g.kochinet.ed.jp
  メールの返信には日数がかかることがあります

親子のための相談LINE
- ●返信期間：月～金曜日・9時－17時
  （祝日、年末年始を除く）

［制　作］高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課
［電　話］088-823-9655
［メール］060401@ken.pref.kochi.lg.jp

各事業所、団体等でヤングケアラーに関する研修会を実施する場合、講師等の派遣を行いますので、ご連絡ください。

このガイドラインのデータや、ヤングケアラーの情報などは、高知県子ども家庭課のホームページからも見ることができます。

●右の二次元コードは令和7年2月以降はアクセスできなくなるため、webで「高知県　ヤングケアラー」で検索してください。

医療・福祉関係者の皆様へ

“見つけて、つなげる、みんなで支える”

ヤングケアラーの支援のために

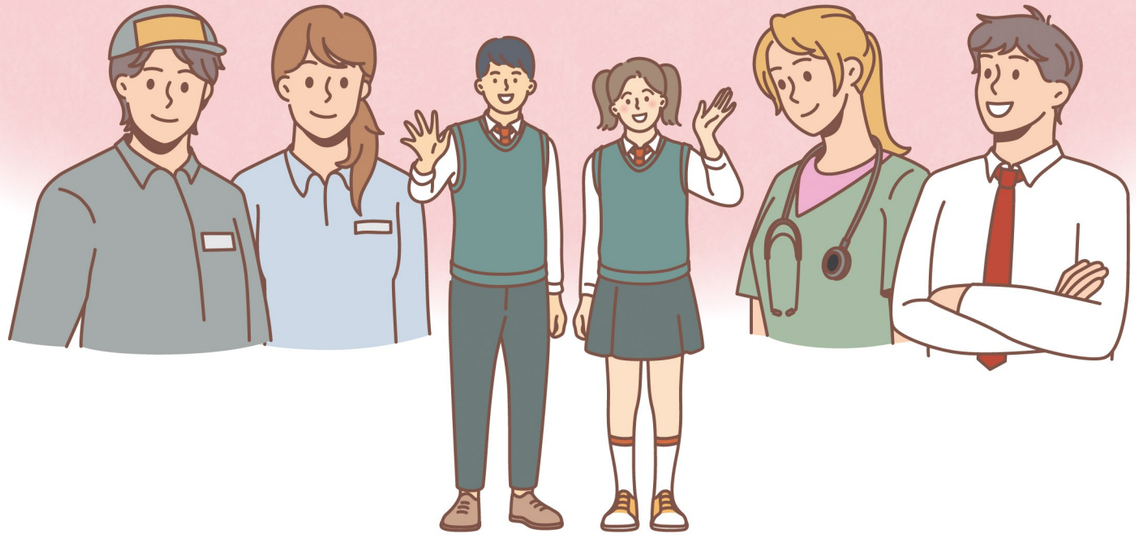

ヤングケアラーとは

家族のために、大人がするような家事（掃除、洗濯、料理など）や家族のお世話などを日常的に行う子どものことと言われています。

（こども家庭庁ホームページより引用）

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

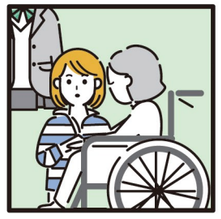

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。

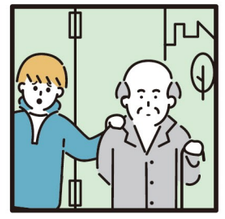

目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

高知県

家族のお世話（ケア）やお手伝いが子どもにもたらす影響

●家族のお手伝いやお世話をすることはとても素晴らしいことですが、子どもの年齢に見合わない**過度な責任や負担**等によって、子ども自身の心身の健康が保てない、学校への遅刻や欠席が増えたり、勉強の時間がとれない、友達と遊ぶ時間がない…など、**日常生活や学業、友人関係に影響が出てしまう**ことがあります。

●さらに、その結果、将来の進路や就労など、その後の人生にも影響を受けることがあります。

心身の不調。悩み事が増える

ヤングケアラーになぜ支援が必要なのか？

●すべての子ども達が持つ基本的人権を定めた「子どもの権利条約」では様々な子どもの権利が定められており、《教育を受ける権利》や《休み・遊ぶ権利》、《生きる権利》、《守られる権利》などが含まれています。

●ヤングケアラーは、上記のように日常生活等に影響が及ぶなど、子どもの権利が侵害されている、または、権利の侵害までには至らなくとも、何らかの支援が必要な状況にある場合が多いと考えられます。

高知県におけるヤングケアラーの実態調査

●対象：高知県内の中高生　●調査時期：令和4年6月～令和4年7月
●回答数：3,218人　●調査方法：インターネット調査《任意》

■お世話をしている家族が「**いる**」と回答したのは全体の「**15.3%**」
■「**お世話をしているために、できないことがある**」と回答したのは全体の「**1.7%**」

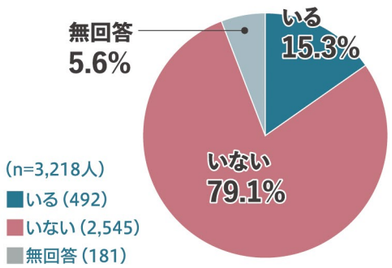

「お世話をしているためにできないこと」回答上位

●自分の時間がとれない
●睡眠が十分にとれない
●宿題や勉強をする時間がとれない
●友人と遊ぶことができない
●進路（進学・就職）の変更を考えないといけない

■「お世話をしているために、できないことがある」と回答した子ども（1.7%：55人）のうち、誰かに相談したことが「ない」と回答したのは「**67.3%**」

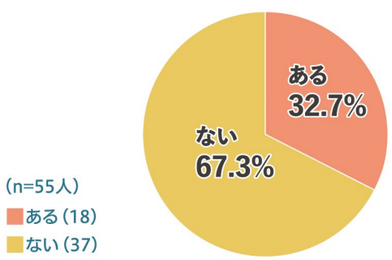

「相談しない理由」回答上位

●相談したいと思わない
●相談しても解決につながると思わない
●家族のことのため話しにくい
●家族に対して嫌な思いを持たれたくない
●誰に相談してよいかわからない

※本調査における「お世話」とは「本来、大人がすると考えられる食事のしたく、洗濯などの家事や家族のお世話などを日常的にすること」としています。

ヤングケアラーの支援のために出来ること

―医療・福祉関係機関の皆様へのお願い―

●ヤングケアラーの状態は様々で、認知症や要介護、障害や疾患等によりケアが必要な家族の主介護者が「子ども」であるケースがあります。

●各分野の関係機関の皆様には、そうしたヤングケアラーへの気付きや発見、関係機関へのつなぎ、支援において大きな役割を担っていただいておりますが、改めて、ヤングケアラーの支援にとって大切なポイントをまとめましたので参考にしてください。

STEP 1 気づく

●ヤングケアラーの問題は家庭内のことであり、周囲が気づきづらいという課題がありますが、少しの違いや変化に気付く、視点を変えることで気付ける場合があります。

●ヤングケアラーかも?と気づく「きっかけ」の例を参考にしてください。

「きっかけ」の例

■家族の介護、介助、日常の家事をしている姿を見かける
■家庭訪問時や来所相談時に常にそばにいる
■子どもの身なりが整っていない
■平日に学校を休んで病院等の付き添いをしている場合がある など

STEP 2 つなぐ（支援する）

最後のページに、連携が想定される関係機関を掲載

児童虐待に当たる可能性が高い等、緊急性が高い場合は、市町村の児童家庭相談担当（裏面掲載）、児童相談所につなぐ必要があります。

●ヤングケアラーの状態は様々で、経済状況やケア対象者の状況など、複合的な課題を有する場合が多く、市町村や地域の支援機関などの多職種が連携し、既存のサービスなどを組み合わせて支援することが重要です。

●しかし、ヤングケアラーが支援を求めていない可能性もあることから、以下の視点に留意しながら、関係機関へのつなぎ、支援を行う必要があります。

支援時の基本的な視点

子どもの権利を守る視点
●権利を守れるように環境づくりを進めていく

多機関・専門職の連携の視点
●各機関、専門職がそれぞれの役割を理解し支援する

子どもや家族の意思を大切にする
●担っている役割などを否定することなく、寄り添いながら支援する

家族全体を支援する視点
●ヤングケアラー支援は子ども本人だけでなく、ケアを必要とする家族の支援も求められる

STEP 3 見守る

●支援を受けていても、子どもが担うケアが無くならない場合が多いほか、実質的なケアを担っていなくても心身に負担が生じている場合もあります。

●そのため、各支援者が地域と連携をしながら、ヤングケアラーやその家族の様子を気にかけ、変化があれば関係機関とも情報共有するなど、見守りが必要となります。

令和４年３月「多機関・多職種によるヤングケアラー支援マニュアル」（有限責任監査法人トーマツ）をもとに作成